

最高裁秘書第3398号

平成29年8月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書不開示通知書

6月30日付け（7月3日受付，最高裁秘書第3046号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）に関する国会答弁資料
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。